

一般社団法人小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 殿

小郡市長 加地良光
(子ども・健康部健康課健康推進係)

令和2年度小郡市健康診査事業開始時期の変更について

日頃より当市の保健事業に多大な協力、ご理解をいただき心より御礼申し上げます。

小郡市では国・県からの新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応についての通知を受け、令和2年度健康診査事業について下記のとおり事業開始時期を延期の方向で準備を進めております。今後の状況によりご相談させていただくことがあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○健診の種類と開始時期

種類		受診場所	当初の開始予定	変更後
特定健康診査		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
		指定医療機関	7月1日～	9月1日～
若年者健康診査		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
胸部健診（結核・肺がん）		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
胃がん 検診	胃部X線検査（バリウム）	集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
	胃内視鏡検査（胃カメラ）	指定医療機関 ※1	10月1日～	10月1日～
大腸がん検診		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
前立腺がん検診		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
肝炎ウイルス検診		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
子宮頸がん検診		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
		指定医療機関	7月1日～	9月1日～
乳がん検診		集団健診（あすてらす）	6月25日～	9月1日～
30歳代乳がん自己触診啓発事業		指定医療機関	7月1日～	9月1日～

※1 今年度から開始予定の胃内視鏡検査については7月頃に実施希望調査を行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況をみてご案内します。

【問合せ先】

小郡市健康課健康推進係 TEL 72-6666 担当:古江、佐々木

保保発 0417 第 4 号
保国発 0417 第 2 号
保高発 0417 第 1 号
保連発 0417 第 1 号
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
共済組合所管課（室）

御中

厚生労働省保険局

保 険 課 長
（公 印 省 略）
国民健康保険課長
（公 印 省 略）
高齢者医療課長
（公 印 省 略）
医療介護連携政策課長
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・
特定保健指導等における対応について（改訂）

令和 2 年 4 月 7 日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言（別添 1）を行ったことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）を発出し、特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下「特定健康診査等」という。）並びにその他の保健事業の実施について周知徹底を依頼したところ
です。

昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、緊急事態宣言の区域変更（別添 2）を行い、全都道府県がその対象地域とされたことを受け、特定健康診査等並びにその他の保健事業の実施については、下記のとおりとしますので、別紙 Q & A も活用し、適切な対応及び貴管内の保険者等への改めての周知徹底をお願いします。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」（令和2年4月8日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）は廃止します。

なお、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、令和2年3月31日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）において連絡しているとおり、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

記

- 1 特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えること。

ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りでない。

- 2 特定健康診査等を実施しない旨を決定した保険者は、加入者に対し、実施しない旨の周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、緊急事態宣言の期間中、特定健康診査等を実施しないことを適切に周知すること。

- 3 特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは実施を控えることとし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法及び実施の可否について再検討した上で、感染防止に十分留意した上で実施すること。

なお、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組みにより、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

以上



事務連絡
令和2年4月14日

各都道府県
保健所設置市
特別区
健康増進事業担当課 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
健康増進事業の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県がその対象とされたところです。各地方自治体における健康増進事業実施担当部局においては、当該緊急事態宣言を踏まえ、健康増進事業について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いします。

なお、令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について（注意喚起）」は廃止します。

記

- 1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下単に「各種健診・保健指導等」という。）であって集団で実施するものについては、
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定される都道府県内の市町村及び「感染拡大警戒地域※」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村においては、原則として実施を延期すること。
 - それ以外の市町村においては、当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに、必要に応じて延期等の措置を行うこと。なお、実施する場合には、感染拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗いの確保、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）、会場入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい。
- また、延期等により、各種健診・保健指導等受診できない者には、別の機会に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。



2 当該健康増進事業の社会的必要性等を踏まえ、訪問指導等で家庭を訪問する場合には、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

- (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
- (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

3 個別で実施する各種健診・保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。なお、実施する場合には、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(参考)

○厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※感染拡大警戒地域

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年4月1日）において以下の地域と定義されている。

○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

○ 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。